

## 岩手県准看護師試験受験資格認定要領

### 1 目的

この要領は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 22 条第 4 号の規定に基づく准看護師試験の受験資格認定を行うための必要な事項を定めるものである。

### 2 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、岩手県が実施する准看護師試験の受験資格を得ようとするもの

### 3 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の准看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき岩手県保健福祉部医療政策室が審査を行う。

### 4 認定基準

下記(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し岩手県准看護師試験受験資格認定を行う。

#### (1) 外国看護師学校養成所の修業年限

##### ア 外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限 9 年以上）、又は同等と認められる者

##### イ 外国看護師学校養成所の修業年限

2 年以上

##### ウ 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11 年以上、又は同等と認められる者

#### (2) 教育科目の履修時間

履修時間の合計が 1890 時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと

#### (3) 教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること

#### (4) 当該国の判断

当該国又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること

#### (5) 外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること

#### (6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること

#### (7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N1 の認定を受けていること

## 5 必要書類

申請に当たって、申請者は准看護師試験を受験しようとする年度の9月末日までに以下の書類を岩手県保健福祉部医療政策室に提出する。

- (1) 岩手県准看護師試験受験資格認定願（様式1）
- (2) 岩手県准看護師試験受験資格認定申請理由書（様式2）
- (3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についてもできるだけ詳細に記載すること。）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第76号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る。）（申請前6カ月以内に発行されたものに限る。）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前1カ月以内に発行されたものに限る。）（様式3）
- (6) 写真（1枚：申請前6ヶ月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。）（様式4）
- (7) 外国で取得した看護師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (11) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）
- (12) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表4における教育内容と卒業した外国の看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表（教育内容は基礎科目、専門基礎科目及び専門科目の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。）（様式5）
- (13) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（様式6・7）
- (14) 外国で看護師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (15) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット（当該施設が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることについて示されているものに限る。）

- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N1 認定書と成績書の写し、又は日本語能力試験 N1 認定結果と成績に関する証明書

※作成上の注意

- 1 提出書類の部数は1部である。
- 2 (1)、(2)、(5)、(6)、(12)及び(13)は所定の様式によること。
- 3 (12) は日本語で記載すること。
- 4 (13)は卒業当時の状況を記載すること。
- 5 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 6 (7)～(11)及び(13)～(15)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。（当該国の大使館、領事館という記載については、外国に所在する日本国の大使館及び領事館ではないので注意すること。また、公証役場の宣誓認証を含む。）
- 7 (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）
- 8 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 31 日から施行する。